

平成26年3月27日

仙 台 市

一般社団法人 日本建築構造技術者協会 東北支部

一般社団法人 東北建築構造設計事務所協会

「地震災害時における大規模な建築物の
応急危険度判定の協力に関する協定」
の概要について

1 協定の名称

地震災害時における大規模な建築物の応急危険度判定の
協力に関する協定

2 協定締結者

[建築構造専門家団体]

(一社) 日本建築構造技術者協会 東北支部 (ジャスカ JSCA 東北支部)

支部長 かとう 加藤 しげのぶ 重信

[建築構造専門家団体]

(一社) 東北建築構造設計事務所協会 (ティーエスエー T S A)

会長 かじわら 梶原 きくお 紀久夫

仙台市 市長 奥山 恵美子

3 協定の目的

地震災害が発生した場合、仙台市が建築構造専門家団体の
協力を得て、大規模な建築物の応急危険度判定を迅速に行う
ことにより、市民の安全の確保を図ることを目的とする。

4 協定の内容

(1) 建築構造専門家団体は、仙台市に協力し、高度な専門知識

を必要とする大規模な建築物の応急危険度判定を行う。

- (2) 建築構造専門家団体と仙台市は、より円滑な判定活動の実施を図るため、建築構造専門団体の判定活動を実施する体制の確立及び双方の情報の共有化に努める。

5 協定の特徴

- (1) 震前に構造に関する高度な専門知識を有する判定士の確保を行うことにより、大規模な建築物の応急危険度判定をより円滑に実施することができる。
- (2) 建築構造専門家団体の判定活動を実施する体制の確立を行うことにより、判定活動の迅速化が図られること
- (3) 仙台市において震度6弱以上の地震が発生した場合には、仙台市からの要請があったものとみなし、自動的に判定活動を実施すること。

6 協定の発効

平成26年3月27日から

※ なお、地震災害時における大規模な建築物の応急危険度判定協力に関して、自治体と建築構造専門家団体との協定締結は全国初となります。